



国土交通省

自動車輸送統計調査 ご協力をお願い

国土交通省総合政策局情報政策課
交通経済統計調査室

平素より、国土交通省の業務につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量等を調査することにより自動車輸送の実態を把握し、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料等を得ることを目的として、昭和35年4月より統計法に基づく基幹統計調査として毎月「自動車輸送統計調査」を行っております。

つきましては、ご多忙中、誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解頂き、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 調査対象車両の選出について

国内の全ての自動車を毎月調査することは難しいため、地域別、保有車種別に無作為に抽出した事業所の方に調査のご協力を頂くことで、必要な統計情報を収集しております。

◎ プライバシーの保護について

本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されています。また、収集した調査票は統計的に処理され、取締りや徴税の資料等に使用されることはありません。

◎ 調査結果について

調査の集計結果は、「自動車輸送統計速報・月報・年報」として報告書にまとめられ、各種交通政策の策定等の基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領、調査の詳細等については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya.html>) にてご覧頂けます。

◎ 調査票の提出について

ご記入頂いた調査票は、同封している他の調査票とあわせて調査月翌月15日までに同封の返信用封筒にてご返送（※1）頂くか、オンラインにてご提出（※2）ください。

※1 料金受取人払のため、切手は必要ございません。

※2 パソコンからインターネットを通じて、電子調査票（エクセル形式）を用いてご提出頂けます。手続きの方法につきましては、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/mousikomi.html>) をご覧ください。

【！】調査票を取り扱う際の注意

- ① ご記入に当たっては、「この冊子」を必ずお読みください。
- ② 調査票は、切り離さないでください。
- ③ 本調査について、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【国土交通省自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口】

0120-121-711

受付時間 午前9：30～午後6：30（土曜・日曜・祝祭日を除く）

自動車輸送統計 自動車票の記入のしかた

— 旅客営業用（貸切） —

調査票第1頁

① 調査期間

調査票第1頁に記載されている調査期間（3日間）について記入してください。

② 調査する自動車

あなたの事業所にて保有する自動車の中で、貸切の用途にて運用されている自動車のうち、以下に示す選定例を参考に車両番号の小さいものを1台選定してください。

選定した自動車について、自動車登録検査証に記載されている「登録番号」及び「乗車定員」を記入してください。

品川 200 あ 0001	調査する自動車 品川 200 - あ - 0001 ※車両番号の小さいものを1台選定し、記入してください。 ただし、既に対象となった車両を除き、車両番号の小さいものから順に選定してください。
	乗車定員 40

（選定例1）初めて調査に当たった場合

貸切用途車

あ 0001
あ 0002
い 0001

→ 今月の対象車両

（選定例2）前回調査に引き続き、調査対象となった場合

パターン①

貸切用途車

あ 0001
あ 0002
い 0001

パターン②

貸切用途車

え 0003

→

前月の対象車両

→

今月の対象車両

→

前月対象となった車両を除くと、調査ができない場合（保有車両が一台の場合）は、同じ車両を引き続き今月の対象としてください。

調査票第2頁

1. 自動車について【必ず記入してください。】

(1) 調査期間中の走行距離

調査開始時と調査終了時のオドメーターを基に、期間中の走行距離を記入してください。

(2) 休車日数

休車日数は、調査期間中に自動車~~を全く使用しない、または旅客を乗せて走行しなかつた日数~~を記入してください。

(例) 調査期間中(3日間)に旅客を乗せて走行した日数が2、

自動車を使用しなかった日数が1の場合、休車日数は「1」と記入して下さい。

調査票第3頁

2. 輸送状況について

(注意事項)

- 旅客を乗せないで走行した場合(回送、試運転等)は、記入しないでください。
- 工場内、学校内の中だけで輸送し、道路を走行しない場合は、記入しないでください。
- 自動車を全く使用しない場合は、記入しないでください。

【記入例】

月 日

旅客を乗せて走行した月日を記入してください。
調査開始日の午前0時以前に旅客を乗せた輸送については記入しないでください。
調査終了日の午後12時(夜中)時点で降車が完了していない輸送については記入してください。

輸送回数

旅客を乗せて走行した回数を記入してください。
同日に同じ場所へ何度も輸送した場合は、複数回分をまとめて1行に記入し、合計の回数を記入してください。

輸 送 区 間	
旅客を乗せた場所 1 0 月 1 日 都道府県コード※ 1 2	旅客を降ろした場所 1 0 月 1 日 都道府県コード※ 1 4
1 走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 8 7 5	輸送人員(人) 千 百 十 一 2
輸送回数(回) 十 一 1	備 考 <input type="checkbox"/> カーフェリー利用 乗船港: 金谷 → 下船港: 久里浜 <input type="checkbox"/> その他
旅客を乗せた場所 1 0 月 3 日 都道府県コード※ 1 3	旅客を降ろした場所 1 0 月 3 日 都道府県コード※ 1 3
2 走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 3 9	輸送人員(人) 千 百 十 一 1 3
輸送回数(回) 十 一 5	備 考 <input type="checkbox"/> カーフェリー利用 乗船港: → 下船港: <input type="checkbox"/> その他
走 行 距 離 乗車地から降車地までの距離を記入してください。 複数回分をまとめて1行に記入する場合でも、走行距離は片道1回分を記入してください。	輸 送 人 員 運転者等の乗務員は除いてください。 複数回分を1行に記入する場合は、回数分の合計の人数を記入してください。

備 考

カーフェリーを利用した場合、利用区間(乗船港名及び下船港名)を記入してください。
その他この輸送について、特記事項がありましたら、記入してください。

都 道 府 県 コード

旅客を乗せた場所・降ろした場所は都道府県単位の記入とし、都道府県コード一覧より、該当する都道府県コードを記入してください。
観光地を数箇所まわるような場合は、出発地から最も遠い地点までを往路とし、残りの区間を復路として記入してください。

申し訳ございませんが、「輸送状況欄」が足りない場合には増補用調査票を使用するか、コピーしてご利用下さい。

都道府県コード一覧

51	北海道石狩振興局管内	02	青森県	16	富山県	30	和歌山県	44	大分県
52	北海道渡島総合振興局管内	03	岩手県	17	石川県	31	鳥取県	45	宮崎県
53	北海道檜山振興局管内	04	宮城県	18	福井県	32	島根県	46	鹿児島県
54	北海道後志総合振興局管内	05	秋田県	19	山梨県	33	岡山県	47	沖縄県
55	北海道空知総合振興局管内	06	山形県	20	長野県	34	広島県		
56	北海道上川総合振興局管内	07	福島県	21	岐阜県	35	山口県		
57	北海道留萌振興局管内	08	茨城県	22	静岡県	36	徳島県		
58	北海道宗谷総合振興局管内	09	栃木県	23	愛知県	37	香川県		
59	北海道才木一ツク総合振興局管内	10	群馬県	24	三重県	38	愛媛県		
60	北海道胆振総合振興局管内	11	埼玉県	25	滋賀県	39	高知県		
61	北海道日高振興局管内	12	千葉県	26	京都府	40	福岡県		
62	北海道十勝総合振興局管内	13	東京都	27	大阪府	41	佐賀県		
63	北海道釧路総合振興局管内	14	神奈川県	28	兵庫県	42	長崎県		
64	北海道根室振興局管内	15	新潟県	29	奈良県	43	熊本県		

☆北海道各振興局管内市町村一覧

51	北海道石狩振興局管内	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
52	北海道渡島総合振興局管内	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
53	北海道檜山振興局管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
54	北海道後志総合振興局管内	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
55	北海道空知総合振興局管内	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
56	北海道上川総合振興局管内	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
57	北海道留萌振興局管内	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
58	北海道宗谷総合振興局管内	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
59	北海道才木一ツク総合振興局管内	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
60	北海道胆振総合振興局管内	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
61	北海道日高振興局管内	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
62	北海道十勝総合振興局管内	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
63	北海道釧路総合振興局管内	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
64	北海道根室振興局管内	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村